

事務連絡
令和5年3月10日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課

令和5年度の病床確保料の取扱いについて

令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）における病床確保料について、令和5年5月7日までは現在の上限額を継続することとし、令和5年5月8日以降9月末までの取扱いは下記のとおりとしますので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

なお、このほか令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の取扱いについては改めてご連絡いたします。

記

- 新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は次のとおりとする。

- ①重点医療機関である特定機能病院等

稼働病床の病床確保料の上限額

ICU	1床当たり218,000円/日
HCU	1床当たり106,000円/日
上記以外の病床	1床当たり37,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで））

ICU	1床当たり218,000円/日
HCU	1床当たり106,000円/日
上記以外の病床	1床当たり37,000円/日

- ※ ただし、療養病床である休止病床は16,000円/日（②及び③についても同様）
- ※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。
- ※ ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱いとする。）。②及び③についても同様）

②重点医療機関である一般病院

稼働病床の病床確保料の上限額

ICU	1床当たり151,000円/日
HCU	1床当たり106,000円/日
上記以外の病床	1床当たり36,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで））

ICU	1床当たり151,000円/日
HCU	1床当たり106,000円/日
上記以外の病床	1床当たり36,000円/日

③その他医療機関

稼働病床の病床確保料の上限額

ICU	1床当たり97,000円/日
重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合	1床当たり41,000円/日
上記以外の場合	1床当たり16,000円/日

休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり1床まで（ICU・HCU病床は2床まで））

ICU 1床あたり97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床あたり41,000円/日

上記以外の病床 1床あたり 16,000円/日